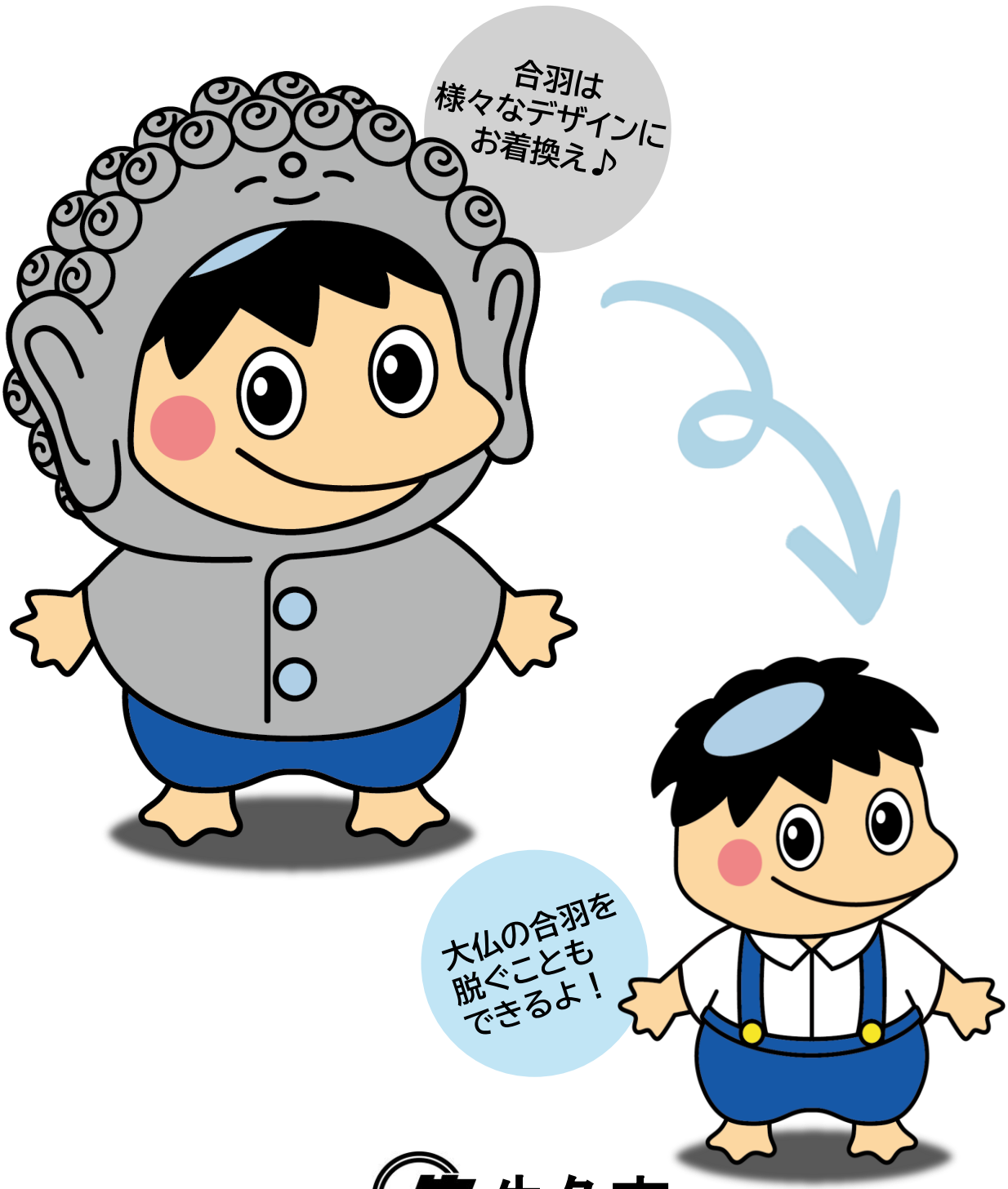
牛久市公式キャラクター
デザイン使用マニュアル



牛久市

はじめに

本マニュアルは、牛久市公式キャラクター「かっぱのキューちゃん」のデザインを使用する際に、キャラクターのイメージの統一を図るため、デザイン使用に関する基本的なルールをまとめたものです。デザインを使用する際は、本マニュアルをご確認のうえ、適切にご活用ください。

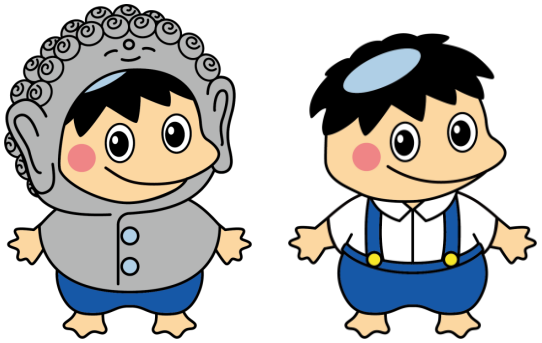
なお、本マニュアルには、「牛久市公式キャラクターデザイン使用に関する告示」に基づく他、運用上必要な事項や補足事項も掲載しています。

※キャラクターに関する一切の権利は牛久市に帰属します。

使用にあたって必要なページをご覧ください。

使用できるデザイン

（一覧はp.8へ）



デザインは、随時追加予定です。

目的	非営利		営利
	・市が主体となる業務での使用 ・市内学校（教育）での使用 ・報道等での使用 ・個人や家庭内など限られた範囲での使用 などの場合	チラシやSNS等により不特定多数に情報発信する などの場合	商品を販売したい などの場合
使用手続き （p.2へ）	不要	届け出のみ	申請→承認
使用期限 （p.2へ）	なし	なし	最長2年
オリジナルデザインの作成 （p.6へ）	使用申請が必要		
デザインの色指定 （p.3、4へ）	使用する際にご確認ください。		
クレジットの表記 （p.5へ）	**牛久市公式キャラクター「かっぱのキューちゃん」** **©牛久市** いずれかの表記が必要です。		

デザイン使用の手続き

牛久市公式キャラクターデザインを使いたいときは、
次の手順を参考にしてください。（使用料：無料）

＼事業・イベントなど／ 営利目的でない場合

使用する**1週間前**までに…

使用届出書

の提出が必要です。

ただし、使用目的が次に該当する場合は届け出が不要になります！

- ☐ 市が主体となる業務
  例）市が作成するポスター・チラシ
- ☐ 市内学校における教育
  例）授業や講演の資料
- ☐ 新聞、テレビ等
  例）記者による新聞掲載
- ☐個人や家庭内等の限られた範囲
  例）友人との手紙
- ☐その他市長が認めるとき

※届け出た内容を変更する場合は、再度届出書の提出が必要です。

デザインの
使用期間は、
最長 **2年間**

※使用開始日の属する年度の翌年度の末日までが使用可能期間となります。

例）使用開始日が令和8年7月1日の場合、
令和10年3月31日まで使用可能

※届け出の場合、使用期限はありません。

＼商品の販売やサービスなど／ 営利目的の場合

使用する**1か月前**までに…

使用承認申請書

での申請が必要です。

申請
使用承認申請書に使用内容のわかる書類を添付して、市営業戦略課までご提出ください。

使用内容について審査します（1週間程度）

承認 or 不承認
【承認】
審査後、**使用承認通知書**を発行いたします。通知書に記載された承認期間においてデザインの使用が可能となります。

【不承認】
使用するためには、再度申請の手続きが必要となります。

承認の期間を超えて使用を希望する場合は…

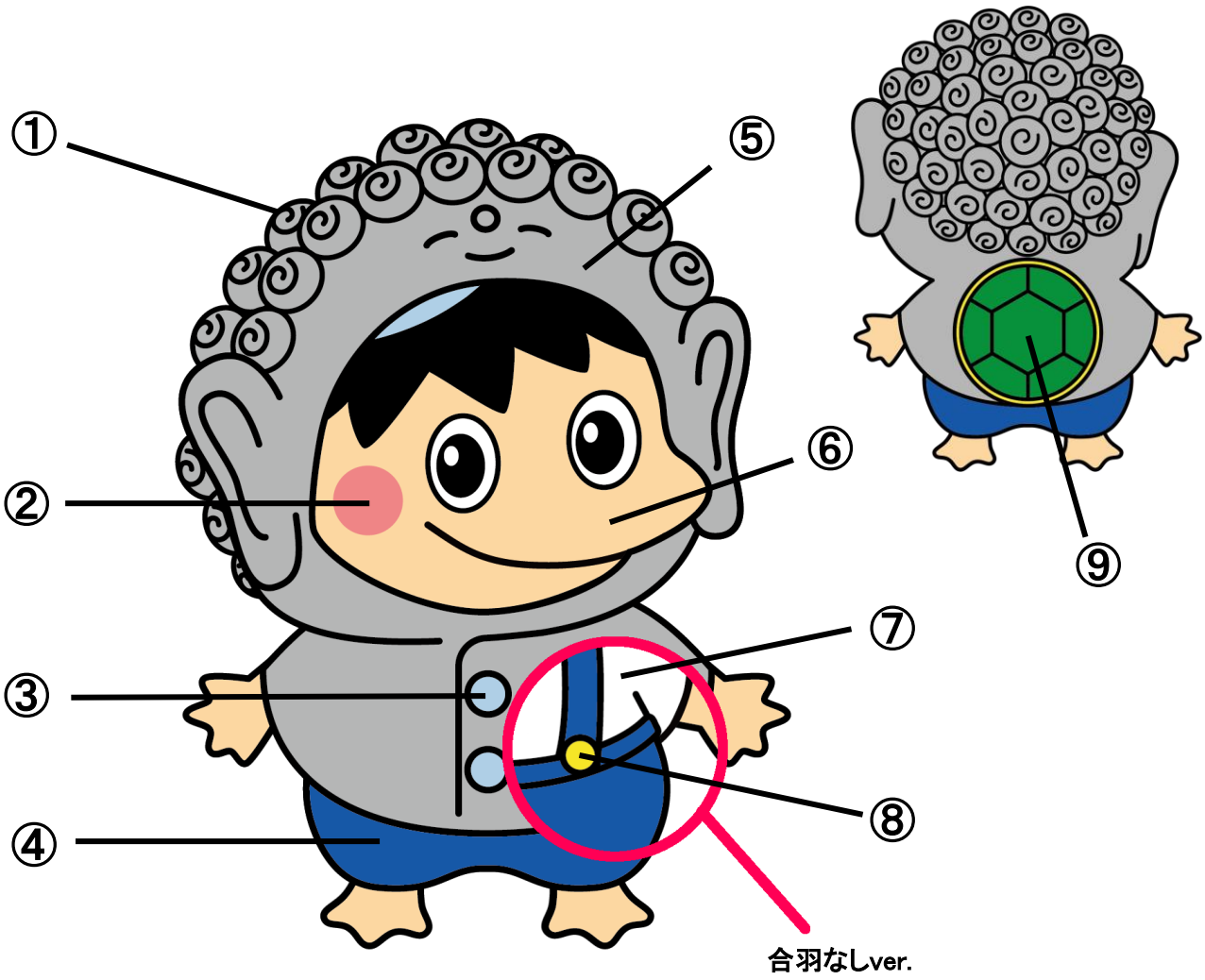
更新
使用承認更新申請書を提出してください。
※申請後の流れは、上記「申請～承認or不承認」の流れのとおり

承認を受けたけど、使用するデザインを変更したい…！

承認・更新した内容について、変更したい場合は…

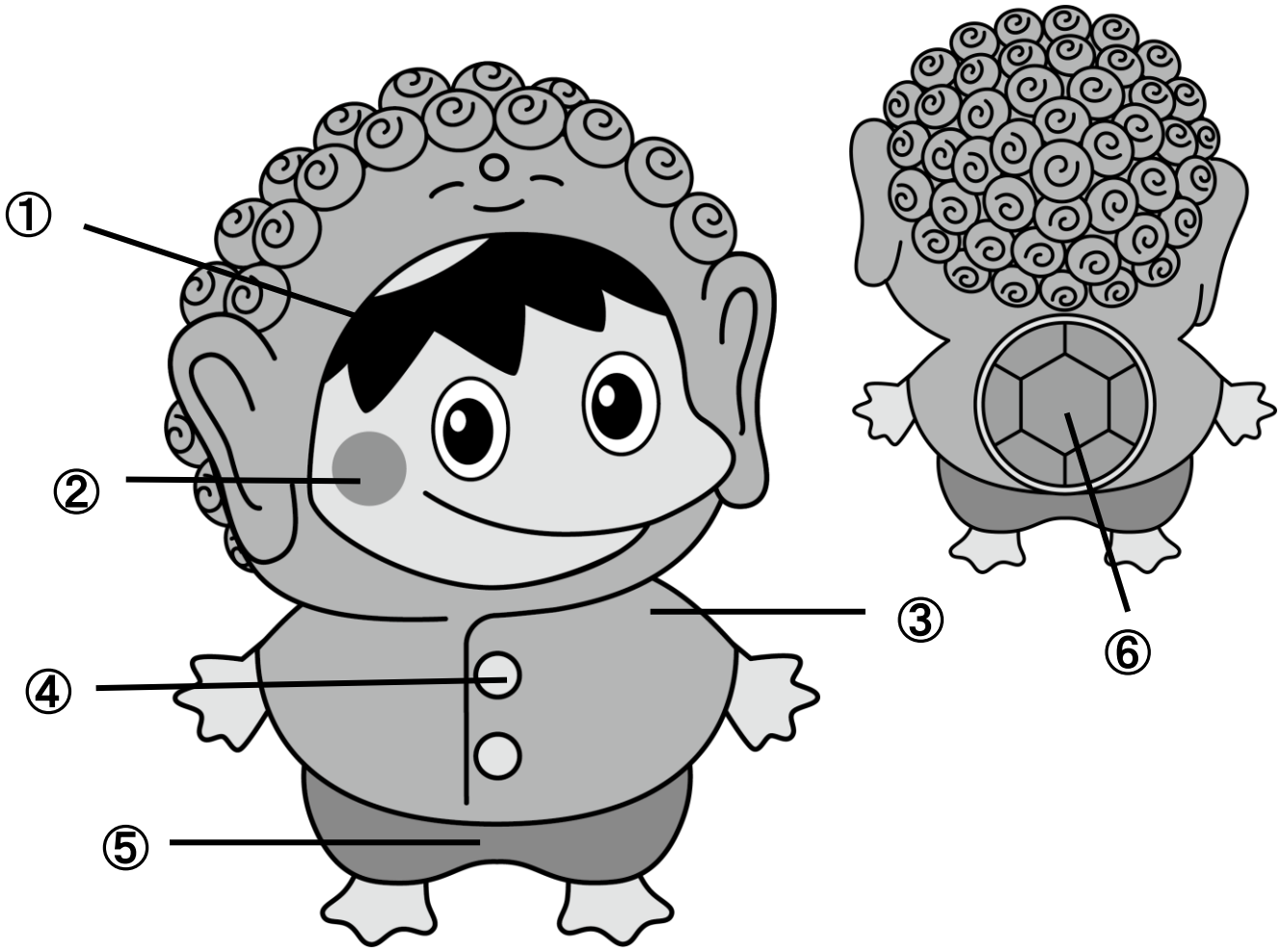
変更
使用内容変更承認申請書を提出してください。
※申請後の流れは、
上記「申請～承認or不承認」の流れのとおり

デザインの色指定（カラー）



①線、髪、瞳 C0,M0,Y0,K100 R0,G0,B0　#000000	②ほっぺ C0,M60,Y35,K0 R240,G135,B135　#F08787	③合羽ボタン、お皿 C35,M10,Y5,K0 R175,G205,B230　#AFCDE6
④ズボン C90,M65,Y0,K0 R15,G85,B165　#0F55A5	⑤合羽 C0,M0,Y0,K40 R180,G180,B180　#b4b4b4	⑥肌 C0,M20,Y40,K0 R250,G215,B160　#FAD7A0
⑦シャツ、白目 C0,M0,Y0,K0 R255,G204,B25　#FFFFFF	⑧ズボンボタン、甲羅の淵 C5,M5,Y85,K0 R250,G230,B45　#FAE62D	⑨甲羅 C85,M10,Y100,K10 R0,G145,B58　#00913A

デザインの色指定（モノクロ）



①髪、線、瞳 K100%	②ほっぺ K55%	③合羽 K40%
④肌、お皿、 ボタン、甲羅(縁) K16%	⑤ズボン K60%	⑥甲羅 K50%

その他、単色で使用する場合は、記載の%を維持してください。

クレジットの表記

「かっぱのキューちゃん」のデザインを使用するときは、必ずデザインの直下または直近に以下のクレジットを表記してください。

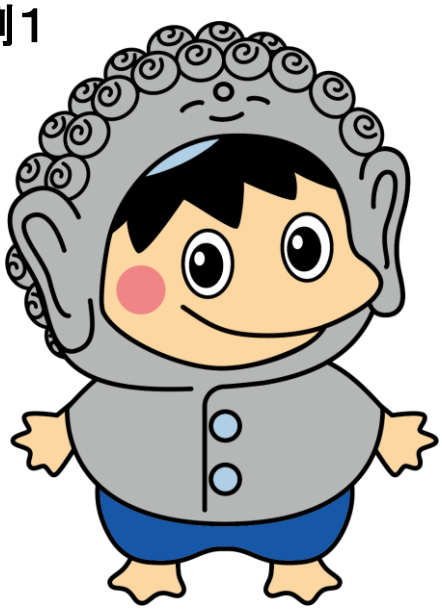
牛久市公式キャラクター「かっぱのキューちゃん」

or

©牛久市

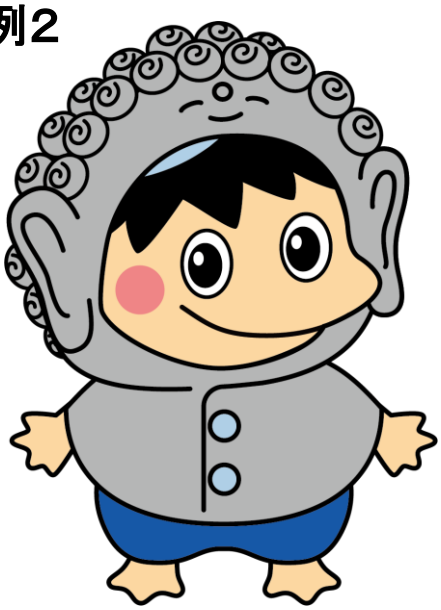
＜表記例＞

例1



牛久市公式キャラクター
「かっぱのキューちゃん」

例2



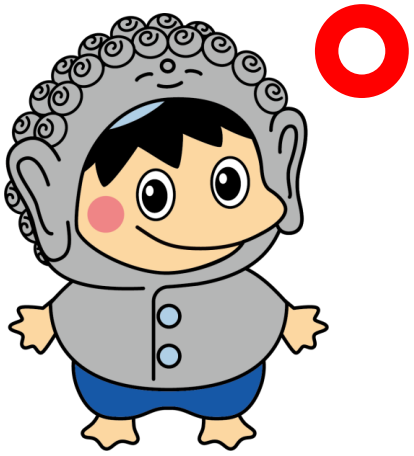
©牛久市

デザインの改変(加工)

キューちゃんのデザインは原則、改変(加工)を加えることはできません。
※デザインは色や形、線の数などを指します。
以下のことに注意して、イラストを使用してください。
オリジナルデザインを作成する場合、市によるデザイン監修が必要になります。
届出書または申請書のデザイン番号記入欄に999と記入し、オリジナルデザインを添付して、市営業戦略課までご提出ください。場合によっては修正をお願いする、または使用を認めないことがあります。

～例～

① 反転しない　※ただし、デザインにより許可する場合があります。





反転すると、襟やボタンが
元の位置と変わってしまうため。

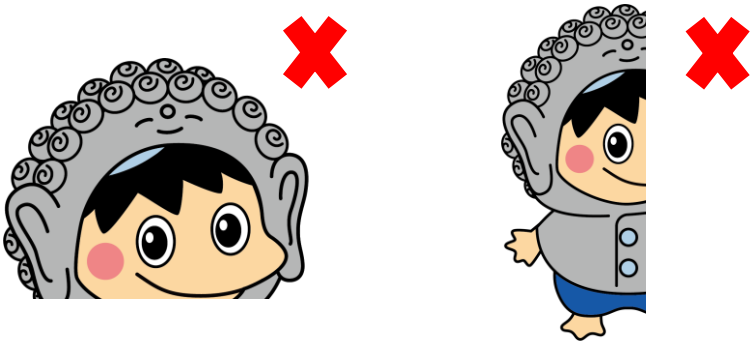
② 比率を変えない



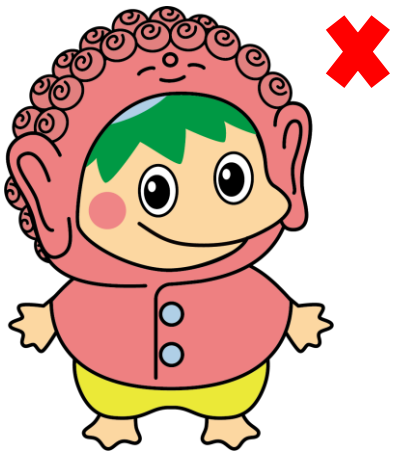


デザインの改変(加工)

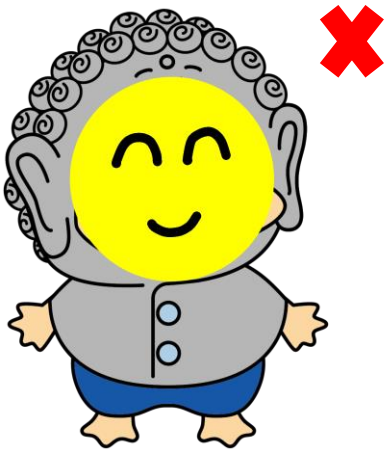
③ イメージを損なうトリミングをしない



④ イメージを損なう色への変更



⑤ イメージを損なう新たな要素を加える



使用可能な基本デザイン及び展開デザイン一覧

基本デザイン



No.1



No.2



No.3



No.4

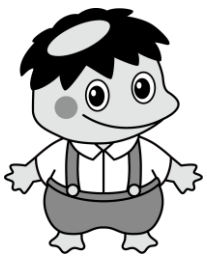
モノクロ



No.5



No.6



No.7



No.8

線画



No.9



No.10



No.11



No.12

使用可能な基本デザイン及び展開デザイン一覧

顔のみ



No.13



No.14



No.15



No.16



No.17



No.18

横面



No.19



No.20



No.21



No.22



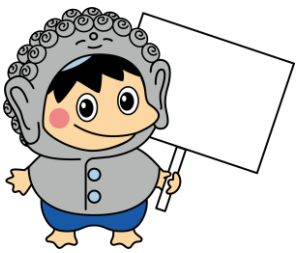
No.23



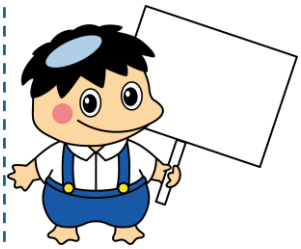
No.24

使用可能な基本デザイン及び展開デザイン一覧

記入用パネル



No.25



No.26

No.25、No.26のように棒に何かを付けて使用してね



No.27



No.28

ジャンプ



No.29



No.30

ダッシュ



No.31



No.32

オリジナルデザイン



No.999

親子特区!!うしく

牛久市公式キャラクターデザイン使用マニュアル

牛久市　市長公室　営業戦略課

〒300－1292　茨城県牛久市中央3丁目15番地1

TEL 029－873－2111（代表）

E-mail　sales@city.ushiku.Ibaraki.jp

よくあるご質問は
こちら

☆利用に関する申請は、こちらのメールアドレスへご連絡ください。